

# (4) 営繕 (公共建築)

(営繕 (公共建築 (建築、電気・機械設備) ) 関係)

- 国の建物 (官庁施設) の整備
- 官庁施設の適正な保全のための指導・監督
- 官庁施設の整備や保全に関する基準の設定



良質な施設とサービスの提供  
公共建築分野において先導的な役割

- 官庁施設には、庁舎、研究施設、図書館、博物館など多様な用途。
- 官庁営繕では、官庁施設に係る施策の立案や基準の作成、事業の企画・設計・施工、施設管理者への保全指導等に取り組み、官庁施設をトータルコーディネート。
- 建物を構成する要素である建築、電気、機械を専門とする職種が連携して、業務に取り組み。
- 官庁施設の整備において、次のような施策に取り組み。
  - 防災機能の強化  
人命の安全に加え、災害発生時の活動拠点としての機能確保。
  - 環境に配慮した施設整備  
地球温暖化の防止。建物のライフサイクルでの環境負荷低減。
  - ICTを活用した生産性の向上  
BIM、リモート技術の活用等。



【関連する主な専攻分野】

**建築系、電気・情報系、機械系**

【配属先の例】

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 本省   | 官庁営繕部<br>他部局への配置もあり        |
| 出先機関 | 全国の地方整備局、北海道開発局の営繕部、営繕事務所等 |
| 海外   | 在ペルー大使館                    |
| 出向   | 内閣官房、内閣府、財務省、環境省等          |

【採用担当窓口】

大臣官房官庁営繕部計画課  
03-5253-8233